

被爆四十一周年を迎えた今、核兵器廃絶を求める世論はますます高まっています。

しかし、アメリカの巡航ミサイル・トマホークの配備やソ連のSS20ミサイルの配備などが行われており、核戦争の危険は強まっています。「核の冬」が全地球を覆う危険は現実存在しているのです。この危険を一刻も早く取り除くことは、人類の良心に、理性に、課せられた崇高な責務であります。

日本に、世界に、「ヒロシマ」「ナガサキ」を絶対に繰り返させないために、核兵器廃絶を実現させなければなりません。

今、核兵器をなくそうとの願いをこめた「ヒロシマ・ナガサキ」からのアピールに二十万人以上の人が署名をしています。

国際平和年にふさわしく、福生市が次の三項目の内容を含む「非核・平和福生市宣言」を行うよう、ここに陳情いたします。

一、横田基地における、あらゆる核兵器、核攻撃を任務とする部隊、核攻撃指令通信施設の配備、訓練の禁止と撤去を求める。

一、横田基地の夜間騒音、軍用機の市街地上空飛行を禁止し、平和な福生市をつくる。

一、「広島」「長崎」の被爆の実相を広く市民に知らせ、核兵器完全禁止の実現を目指す。

昭和六十一年十二月六日

陳情者

福生市北田園二―二四―一〇

「非核・平和福生市宣言」をめざす連絡会

代表 長 田 紀禰子 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

第四回福生市議会定例会会議録 (第十六号)

昭和六十一年十二月十九日福生市議会会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	林田 武君	二番	在原 博君
三番	村野 和一郎君	四番	石川 泰一君
五番	赤星 行人君	六番	齋藤 巽君
七番	井上 寅吉君	八番	石川 保君
九番	上野 重勝君	十番	木村 徳藏君
十一番	原 敏子君	十二番	遠藤 洋一君
十三番	小野沢 久君	十四番	仲村 清信君
十五番	加藤 謹之助君	十六番	高水 惣八君

十七番 東田 正治君

十九番 宮沢 良一君

二十一番 森田 治男君

二十三番 田村 市郎君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし香
林田
角部

一 欠員は次のとおりである。

なし

十八番 堀川 寯君

二十番 指田 保雄君

二十一番 村尾 栄次君

二十四番 関 米吉君

- 181 -

一 議会事務局職員は次のとおりである

議事會事務局局長 井上 久男君
議事係長 島田 幸治君
臨時速記事務補佐員 川久保友子君

出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄 君

收入役高水 求君

企 画 財 内 田 和 雄 君
総 務 部 長 浅 見 裕 康 君

王夫君
福祉部長
生子
国利君

進君
須崎
教育次長
進君

選舉管理 (金) 二 第三輯

監査委員
事務局長
小野 光朗 君
委員 会 事
務 局 長
篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月十九日（金）午前十時

日程第一 議案第八十一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第八十二号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する

条例

（審査報告）

日程第三 議案第八十三号

福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第八十四号

福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の

一部を改正する条例

（審査報告）

日程第五 議案第八十五号

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第七号）

（審査報告）

日程第六 議案第八十六号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第

三号）

（審査報告）

日程第七

議案第八十七号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算

（第二号）

（審査報告）

日程第八

陳情第六十一―八号

東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に

関する陳情書

（審査報告）

日程第九

陳情第六十一―十二号

町会会館の補助等に関する陳情書

（審査報告）

日程第十

陳情第六十一―十四号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書（審査報告）

日程第十一

陳情第六十一―十五号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

（審査報告）

日程第十二

議案第九十三号

東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に

関する意見書

日程第十三

閉会中の継続審査申し出について

日程第十四

特定事件の継続調査について

昭和六十一年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

（追加その一）

追加日程第一

議案第九十四号

三多摩市町村と都区内市外局番号・料金等に関する意

見書

追加日程第二

議案第九十五号

福生市長の給料の特例に関する条例

午前十時

開議

○議長（森田治男君） ただいまから昭和六十一年第四回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（井上議会議務局長報告）

一、意見書の受理について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営につきましては議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、去る十七日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、新たに議会側から意見書一件が提出されましたので日程に繰り入れました。次に、日程の順序でございますが、お手元に御配付のとおり各委員長から提出されました審査報告をお願いし、その次に新たに提出されました意見書の順でお願いすることといたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、慎重に審議の上、即決でお願いすることとし、さらに、日程第十及び日程第十一については一括上程することと議運としては決定をいたしております。

次に、全員協議会がありますが、理事者からの申し入れもあり、また、議会側も協議願うこともありますので、本日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本年最後の会議でございますので円滑に運営されますようお願い申し上げます、御報告と

いたします。

○議長（森田治男君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。暫時休憩いたします。

午前 十時三分 休憩

午前十一時一分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさせます。

○議長（井上議会議務局長報告）

一、意見書の受理について（別添参照）

二、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） ただいま報告されました議案二件の取り扱いにつきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、先ほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、追加日程でございますが、新たに議会側から一件と市長から一件、計二件提出されましたので本日の日程に追加することといたしました。

次に、日程の順序でございますが、日程第十三の前に追加日程二件を先議し、取り扱いについては慎重に審議の上即決をお願いすることといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、御報告いたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案二件を本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案二件を、本日の日程に追加することに決いたしました。

○議長（森田治男君） これより日程に入ります。

日程第一議案第八十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名がございましたので、議案第八十一号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、本案審査に伴う内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、納付書、納入申告書の様式を変えろということだが、今までのものとどのように違うのかとの質疑に対して、担当課長より、光学文字読取装置、通称OCRを使用するため、OCR用として定められた様式となる。今までのものはOCRを使わない自治体用として定められた特別徴収の納付書である。特別徴収の場合、民間の大きな企

業には多くの自治体から納付書が行くので、納付書がまちまちであっては事務者も取り扱いにくいということで様式が統一されているとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第二議案第八十二号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名でございますので、議案第八十二号につきまして御報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案は、特殊疾病、いわゆる難病患者への福祉手当支給の対象に、新たに多発性嚢胞腎と表皮水泡症の二つを追加しようとするものでありまして、両疾病患者は全国で約千人ぐらいいるが、当市にはこの該当者はいないものと思う。このような答弁があり、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第三議案第八十三号福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第八十三号福生市道路占用料徴収条例の一部を改正す

る条例の審査報告の概要を報告させていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、有線放送架空線を三十円から七円に大幅に下げた理由についての質疑に対して、理事者より、東京都では高度情報化社会を迎え、需要が増加していることから、その他の物件としての扱いから外したもので、当市としても都の条例に合わせたものであるとの答弁があり、また、委員より、条例改正の中で法第三十二条第一項第三号がないが、この内容についての質疑に対して、理事者より、第三号は、鉄道、軌道その他これに類するもので、当市には該当する施設がないとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第四議案第八十四号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第八十四号福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例の審査の概要を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、現在、契約会社別の駐車台数の割合及び料金の算定基準となる固定資産税評価についての質疑に対して、理事者より、駐車台数は、太陽自動車交通が九台分、京王タクシーが九台分である。評価額は、六十年度の評価替えの額であり、平方メートル当たり十五万六千円であり、計算上一台当たり四千八百七十五円となるが、端数処理して五千円とするものであるとの答弁があり、また、委員より、本条例改正による使用料のアップ率は二五％であるが、当該地区の評価額のアップ率についての質疑に対し、理事者より、約二四％のアップとなっているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第五議案第八十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず、総務委員長井上寅吉君。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第八十五号中、総務委員会所管分につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、歳入全般及び第二表繰越明許費につきまして内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回、老人バスを購入するが、その下取り分は歳入に入れるべきと思うが、それはどのような扱いになっているか、予算の編成上、当然歳入に入るべきであると思うとの質疑に対し、担当課長より、下取り分は財産売却収入に入るべきだが、今回、どのような形で売れるか明確でなかったため、現在の歳入科目の中で措置したいとの答弁がありました。

また、委員より、円高不況によって税収入見込みより何億も少ない自治体があるようだが、当市の税収入の見込み

はどうかとの質疑に対し、担当課長より、法人市民税においては十一月末まで一千万円ぐらいのマイナスを予想していたが、市内の大手法人は特に落ち込みはなく、十一月末で調定額で二、三千万円、予想を上回っている。今後、法人が落ち込まなければ、当初予算対比で三％ぐらいの増が見込めるのではないか。ただし、六十二年度にはかなりの厳しい見込みになると考えているとの答弁があり、なお、委員より、この税問題について何か運動を行っているのかとの質疑に、理事者より、現在の地方交付税の金額以上を確保したいということで、市長会で自治省等に働きかけているとの答弁がなされました。

続いて、教育費を除く歳出全般に対して説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、かなり剰余金が出た場合、退職手当の積立金に回し、積立金をふやした方がいいのではないかとの質疑があり、担当課長より、六十九年度くらいから毎年五千万円近い特別負担金を出さなければならなくなると予想しているとの状況を見ながら積み立てを進めたいとの答弁がありました。

なお、委員より、納税貯蓄組合の補助金については検討するということだったが、どうなっているのかとの質疑に対し、納税貯蓄組合の連合会の役員に了解を得たので、六十二年度から廃止する。また、ほとんどの組合が今後は廃止する方向のようであるとの答弁があり、なお、委員より、納税貯蓄組合の協力は大きなものがあったと思うので、記念行事等の中でその功労を表彰するなどしてほしいとの要望がなされた後、教育費についての説明を受けて質疑に入りました。

委員より、福東グラウンドは土が固くけがをしやすい。そこでそれぞれの墨の周りの土を入れかえて、もしスライディングしてもけがのないようにしてほしい。

それと、今後、光熱水費の減額の見込みはどうか、また、その減額になった分を他へ振りかえる等の考えはあるのかとの質疑には、一月からまた下がるという新聞報道がされたが、今回の補正ではその分は見込んでないし、状況によれば減額できると考えている。年度も既に終わりの方に入っているため、新しく大きな計画というのは非常に難しいとの答弁があり、また、委員より、このような減額が出た場合、その金を使って学校や図書館、市民会館等の

整備に充てることができないかとの質疑に、担当部長より、今後、そういった問題が出たときは事業の必要性をよく検討し、措置したいとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 次に、建設委員長木村徳藏君。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第八十五号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第七号中、建設委員会所管分につき審査の概要を報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、理事者の説明の後、質疑に入り、委員より、将来、下の川の上を自動車道として利用する場合におけるがけ地の樹木の取り扱い及びがけ地からわき出る清水の処理についての質疑に対して、理事者より、下の川横の区画街路を取り込みハメートルの歩車道の整備を進めるとがけ地側に二メートルほどの余裕がとれるので、がけ地の樹木については将来を見通した中で調査を進めながら解決していきたい。また、清水については、地元の人希望する形でできるだけ残す方向で考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、緊急道路整備費の入札差金の防衛に対する取り扱いについての質疑に対し、理事者より、今回の場合は、まだ後の事業が控えていることから、今後予定されている来年度事業に充当し、来年度事業をできるだけ縮小し、次の事業に回していくという配慮を防衛側にとっていただいたものであるとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 次に、厚生委員長赤星行人君。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名でございますので、議案第八十五号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

当委員会に付託されました部分は、総務費の中の諸費、民生費、公害対策費を除く衛生費及び消防費であります。各委員の質疑に対する理事者側の答弁として、諸費における福生警察署管内公益企業等暴力対策協議会の負担金は、公営企業等の工事や集金の業務に際して、住民からの因縁や嫌がらせ等の被害の排除について情報交換を密にする上から福生警察署管内の市や町、東京電力、郵便局、NTT等十団体で八月に組織されたための負担金で、会則もできている。

消防費における消火栓設置は七基予定しているが、消防署や地元消防団とも調整し、設置していきたい。市内全体の設置数は約五百六十カ所となる。

民生費の中の敬老記念品代の減は、単価が百円安くなり、人数も百五十五人少なくなった。また、敬老金も死亡や転出等で支給時に三十九人減となったが、前年度と比較すると、記念品で百六十二人、敬老金で六十九人それぞれふえている。福祉会館のバス購入は、実施計画では六十二年度で計画したが、円高差益の関係から一日も早く住民福祉に還元する意味で、今回購入に踏み切ったわけである。

児童手当のPRについては、都や市の広報等で行っているが、今後也十分徹底するようPRに努めていきたい。手当支給に当たっての所得制限は扶養家族の人数との関係もあり、今後、検討してみたいと思うとの答弁があり、本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。